働く皆さま・仕事をお探しの皆さま・事業主の皆さまへ

平成 26 年 4 月 1 日から雇用保険制度が変わりました!

男女が共に仕事と子育てを両立できるように支援することや、若者等の中長期的なキャリア 形成を支援することにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、平成26年4月1日から 雇用保険法が一部改正されました。

主な改正内容は以下のとおりです。

1. 育児休業給付金の充実(平成26年4月1日施行)

平成26年4月1日以降に開始する育児休業からは、育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%となります。(これまでは全期間について50%)

- 2. 教育訓練給付の拡充及び教育訓練支援給付金の創設(平成26年10月1日施行)
 - ① 中長期的なキャリア形成を支援するため、専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座を受ける場合には受講費用の 40%に給付額を引き上げます。資格取得等の上で就職に結びついた場合には受講費用の 20%を追加的に支給します。
 - ② 45 歳未満の離職者が上記の教育訓練を受講する場合には、訓練中に離職前賃金に 基づき 算出した額(基本手当の半額)を教育訓練支援給付金として支給します。(平成30年度までの暫定措置)
- 3. <u>就業促進定着手当</u>の創設 (平成26年4月1日施行)

再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合に、基本手当の支給残日数の40%を上限として、低下した賃金の6か月分を就業促進定着手当として支給します。

4. リーマンショック以降、平成 25 年度末までの暫定措置として実施している

給付日数の拡充措置を要件厳格化の上、延長します。(平成29年3月31日まで)

※ 詳しい内容については、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)におたずねください。

栃木労働局・ハローワーク